

行財政専門委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 南部市町村の行財政課題等の解決促進を図るため、南部市町村会に行財政専門委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、会長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 各種団体負担金補助金等に関すること。
- (2) 市町村行財政に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10名以内で組織し次ぎに掲げる者の内から会長が任命する。

- (1) 市町村財政担当課長 8名
- (2) 市町村教育委員会課長 2名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員会において、必要があると認めるとき、関係者の出席を求め説明及び意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、南部市町村会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。